

# 旬報 湯前

【暮らしの情報をあなたに届ける情報誌】

令和5年

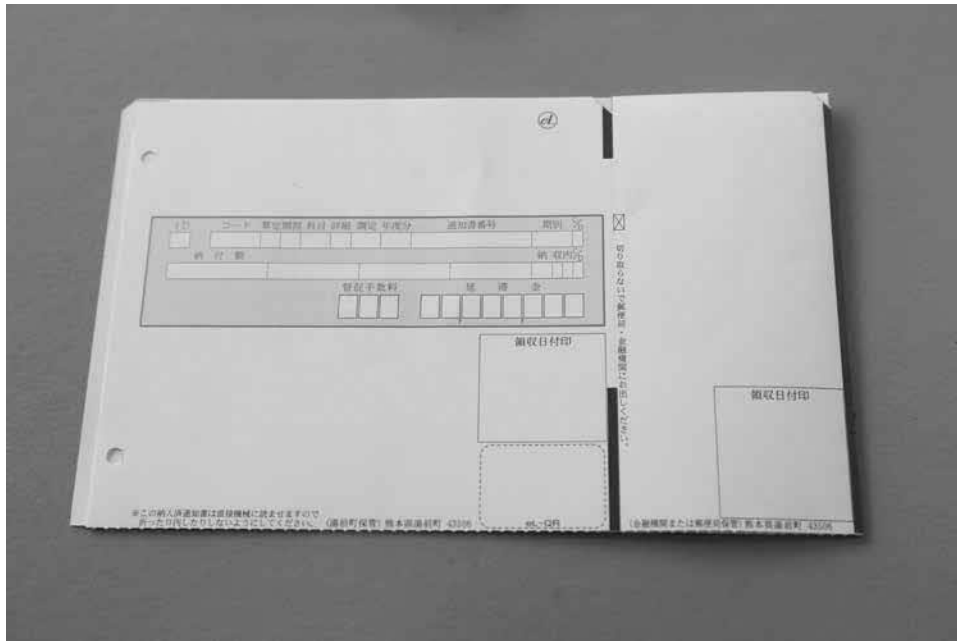
4/3

VOL.1358

市外(内) 0966(43)

役場 ☎4111 B&G海洋センター ☎4555

保健センター ☎4112 中央公民館 ☎2050



令和5年度の町税・使用料の納期を2㉟に掲載していますので確認してください。

## 目次

2㉟…令和5年度 町税・使用料の納期

3㉟…子ども家庭総合支援拠点開設、湯前町事業承継サポート事業、はり・灸施術費の助成、介護用品の購入補助、在宅介護者支援

4㉟…湯前町商工業原油価格等高騰経済対策事業支援金、就学援助、固定資産評価額の比較

5㉟…補助・支援事業(危険ブロック塀撤去、耐震改修、土砂災害危険住宅移転、下水道接続、浄化槽設置)

6㉟…市房ダム流木無償提供、募集(湯前町農業委員・農地利用最適化推進委員、大特・けん引運転免許)

7㉟…募集(金色の会、葉たばこ共同乾燥組作業員)健康相談・健康教室、健診・検診・予防接種

8㉟…休日当番医・休日当番薬局、年金相談、就労支援相談

## 令和5年度 町税・使用料の納期

▶**納期**：給与や年金から天引き(特別徴収)の人は別です

※水道使用料、下水道使用料、住宅使用料、インターネット使用料、保育料、奨学金返還金は毎月です。

月	軽自動車税	町県民税	固定資産税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
4月				1期		1期
5月	全期					
6月		1期				2期
7月			1期	2期	1期	
8月		2期		3期	2期	3期
9月				4期	3期	
10月		3期		5期	4期	4期
11月			2期	6期	5期	
12月			3期	7期	6期	5期
1月		4期		8期	7期	
2月			4期		8期	6期
3月						

▶**納付書発送**：毎月15日(休日のときは直前の平日)

▶**口座振替**：毎月25日、12月のみ20日(休日のときは直後の平日)

▶**納期限**：毎月末日、12月のみ25日(休日のときは直後の平日)

☒ 税務町民課：軽自動車税、町県民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

建設水道課：水道、下水道、住宅使用料

総務課：インターネット使用料

保健福祉課：保育料

教育課：湯前町奨学金返還金

## 子ども家庭総合支援拠点を開設

3月1日から18歳未満の子どもやその家庭、妊産婦に切れ目のない支援ができるように「子ども家庭総合支援拠点」を設置しています。子どもでも保護者でも相談できます。

※子どもやその家庭の不安、悩みを一緒に考え、関係機関と連携して必要な情報を伝えていく機関。

▶**対象者**：本町に住んでいる18歳未満の子どもとその家族(保護者、里親、養育者など)、妊産婦

▶**設置場所**：湯前町保健センター

▶**相談員**：保健師や社会福祉士など

▶**相談日時**：平日8:30～17:15 ※土日祝、年末年始除く。

▶**相談方法**：来庁、電話、訪問  
※相談員が不在のときがありますので、保健センターに来ていただくときは前もって電話してください。

## 高齢化や後継者不足を解決しませんか 湯前町事業承継サポート事業

商工事業所で課題となっている高齢化や後継者不足に対する解決策として、「湯前町事業承継サポート事業」を実施します。くわしくは企画観光課にお尋ねください。

▶**対象者**：次のすべてに当てはまる人

①50歳以下で就業し、事業承継に意思を持っている

②湯前町経営発達支援計画に定める事業承継計画書を策定しているか、策定予定の商工事業所に就業し、将来事業を引き継ぐ

③主な仕事が商工事業所での就業である

④申請時に商工事業所で就業して3年以内

⑤交付決定後、5年以上継続して働く意思がある

⑥連帯保証人がいる

⑦町税などの滞納がない

▶**給付額**：※申請月から支給されます。

	1年目	2年目	3年目
月 額	10万円	8万円	6万円

▶**支給先**：承継する人(後継者)

## はり・灸施術費を助成します

鍼灸施術(はり・灸・マッサージ)を受ける人に治療費の一部を助成します。くわしくは保健センターにお尋ねください。

▶**対象者**：本町に住所がある人

▶**助成額**：1回500円(年24回分まで)  
※施術先では500円を差し引いた金額を支払ってください。

▶**利用場所**：人吉球磨にある施術機関

▶**期間**：助成券発行日から令和6年3月31日(日)まで

▶**申込場所**：保健センター

▶**持参物**：印鑑

▶**申込期限**：令和6年3月31日(日)

## 介護用品の購入を補助

対象の人に紙おむつなどの介護用品の購入を補助します。くわしくは保健センターにお尋ねください。

▶**対象者**：本町に住所があり次のすべてに当てはまる人

①要介護4か5と認定され、身体か精神の障がいので排せつなどの介護が必要

②老人福祉施設などに入所していない

③要介護者と介護者の世帯員に滞納がない

▶**支給額**：  
ひと月にかかった費用の10分の9(上限5625円)

▶**申請方法**：申請書を保健センターに提出  
※申請書は保健センターにあります。

## 自宅での介護を支援します 在宅介護者支援

▶**対象者**：本町に住所があり、ねたきりか認知症の高齢者と同居し、1年以上自宅で介護している人

▶**金額**：月額5000円  
※病院、老人ホームなどに15日以上入院・入所した月は対象外です。

▶**申請方法**：申請書を保健センターに提出  
※申請書は保健センターにあります。

▶**その他**：ねたきりや認知症の基準など、くわしくは保健センターにお尋ねください

## 商工業者を支援します 湯前町商工業原油価格等高騰経済対策事業支援金

原油価格などの高騰の影響を受けた町の商工業者に支援金を交付し、経営の継続を支援します。

- ▶**対象者**：次のすべてに当てはまる人  
※令和4年度に湯前町商工業原油価格等高等緊急経済対策事業支援金を受けている人も対象です。
- ▶**1** 町内で商工業を営む法人か個人事業者、もしくは代表者が町内に住んでいる法人か個人事業者  
※製材業も含みます。
  - ▶**2** 令和3年の事業申告を行い、今後も引き続き同規模程度の事業を行う
  - ▶**3** 令和5年度以降も事業を継続する意思がある
  - ▶**4** 町税などの滞納がない
  - ▶**5** 同様の補助金などを受給していない
- ▶**支援額**：令和3年分の事業申告等収支内訳書に記載された対象経費の15% (1000円未満切り捨て)  
※法人は令和3年1月～12月の期間を最も多く含む期の決算書が対象です。
- ▶**対象経費**：
- ・水道光熱費(電気代・ガス代・水道代)
  - ・燃料費(ガソリン・灯油・軽油・重油)  
※販売目的の費用は対象外。
- ▶**上限額**：50万円
- ▶**申請方法**：次の書類を企画観光課に提出
- 【個人】
- ・申請書一式
  - ・誓約書
- ・令和3年分の確定申告等収支内訳書の写し
  - ・対象経費の内容が確認できる書類
- 【法人】
- ・申請書一式
  - ・誓約書
- ・令和3年1月～12月の期間を最も多く含む期の決算書の写し
  - ・対象経費の内容が確認できる書類
- ※決算書などの科目に対象外経費があるときは追加資料で対象経費が確認できる書類を添付してください。
- ※令和4年度湯前町商工業原油価格等高騰緊急経済対策事業支援金を受けている人は申告書や決算書の写しを省略できます。
- ※申請書一式や誓約書は企画観光課で受け取るか町ホームページからダウンロードしてください。
- ▶**申請期限**：5月31日(水)

## 就学に必要な費用を援助します

くわしくは教育課にお尋ねください。

- ▶**対象者**：本町に住民票があり、湯前小・中学校に就学している子どもの保護者で法律により要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる人で、次のいずれかに当てはまる人  
※現在就学援助を受けている人も新たに申込が必要です。
- ▶**1** 生活保護が停止・廃止された
  - ▶**2** 市町村民税非課税、個人事業税・町民税・固定資産税・国民健康保険税の減免、国民年金保険料の免除を受けている
  - ▶**3** 児童扶養手当を受けている
  - ▶**4** 世帯更生貸付補助金を受けている
  - ▶**5** 収入が少ない・不安定、災害や長期医療など特別な事情で生活が苦しく学校費用の支払いに困っている
- ▶**提出書類**：就学援助申請書  
※申請書は教育課にあります。
- ▶**提出先**：教育課(中央公民館内)

## 固定資産評価額の比較ができます

- 【**縦覧制度**】  
持っている土地・家屋の価格を町内の他の土地・家屋と比較することができる制度
- 【**閲覧制度**】  
持っている土地・家屋の一覧が載っている課税台帳を見ることができる制度。今年度に課税される資産の価格などを確認することができる

- ▶**対象者**：次のいずれか
- ・固定資産税の納税義務者と同居の親族、納税管理人
  - ・委任を受けた代理人 ※委任状が必要です。
- ▶**持参物**：本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ▶**期間**：7月31日(月)まで ※平日のみ。

## 危険なブロック塀を撤去しませんか

地震発生時の人身事故防止や避難経路確保のために危険な塀の撤去などにかかる費用を補助します。  
※塀：ブロック塀や組石造、レンガ造など

- ▶**対象となる塀**：次のすべてに当てはまる塀
- ▶**1** 道路や避難場所に面する  
※道路は緊急輸送道路や通学路、避難経路のみ対象です。
  - ▶**2** 道路の高さから80センチ以上か塀自体が60センチ以上
  - ▶**3** 点検で安全対策が必要と判断された
  - ▶**4** 建築基準法に違反していない
- ▶**対象となる費用**：塀の診断・撤去・改修にかかる費用
- ▶**補助**：費用の3分の2  
※上限：塀の長さ1センチあたり8万円で1敷地あたり20万円
- ▶**相談期限**：8月31日(木)

## 耐震診断と改修の支援事業 木造住宅の建替予定の人

戸建て木造住宅の耐震診断支援事業と耐震化支援事業を受ける人は補助の対象となります。対象に当てはまる人は建設水道課に相談してください。

- ▶**対象**：昭和56年5月31日以前に建てられた旧耐震基準の戸建て木造住宅に住んでいて、令和5年度中に建替えを予定している人
- ▶**相談期限**：8月31日(木)

## 住宅移転にかかる費用を補助 土砂災害危険住宅移転促進事業

土砂災害特別警戒区域内に住んでいる人が引っ越しするときに発生する費用に補助金が交付されます。補助事業を希望する人は建設水道課にお尋ねください。

- ▶**対象**：土砂災害特別警戒区域内に住んでいる人
- ▶**相談期限**：9月29日(金)

## 下水道接続を補助 水洗便所改造・新設工事費等助成

住宅の新築や空き家の改修で下水道接続工事をする人は補助の対象となることがあります。工事を予定している人は建設水道課に相談してください。

- ▶**対象**：
- ・下水道区域内で住宅を新築する人
  - ・空き家を購入して下水道接続工事をする人
- ▶**対象とならない例**：
- ・下水道供用開始から3年経過している土地で、以前からその土地に住んでいた人が新築するとき
  - ・すでにこの補助を利用した人が同じ土地で新築や増改築をするとき
- ▶**相談期限**：11月30日(木)

## 浄化槽の設置に補助



生活排水による水質汚染を防ぐため、浄化槽を設置する人に補助金を交付します。

- ▶**対象地域**：下水道がない地域  
※対象区域については建設水道課にお尋ねください。
- ▶**浄化槽の補助金額**：
- 33万2000円(5人槽)
  - 41万4000円(7人槽)
- ▶**加算額**：
- 33万円(現在汲み取り式の人)
  - 23万円(現在単独浄化槽の人)
- ▶**申請期限**：11月30日(木)



## 市房ダムの流木を無償提供します

市房ダム湖内の流木を玉切りし無償提供します。くわしくは問合先にお尋ねください。

- ▶ **期間**：4月10日(月)～(流木がなくなり次第終了)
- ▶ **時間帯**：平日9:00～11:00、14:00～16:00
- ▶ **提供場所**：
  - ①湯山運動広場 ※4月10日から1週間程度。
  - ②市房ダム湖球磨川左岸広場 ※4月17日から1週間程度。
  - ③市房ダム湖球磨川右岸広場 ※4月24日から1週間程度。
- ▶ **その他**：
  - ・現地では職員の指示に従い申込用紙に記入してください
  - ・引き渡し量の上限は過積載にならない範囲までです
  - ・第三者への販売や譲渡は禁止です

☎ 熊本県市房ダム管理所 ☎ 0966(44)0304

## 委員を募集します 湯前町農業委員・農地利用最適化推進委員

- ▶ **対象者**：農業の知識や識見がある人(学生不可)  
※農業委員は中立委員を含みます。
- ▶ **募集人数**：
  - ・農業委員…1人
  - ・農地利用最適化推進委員…1人
- ▶ **募集方法**：
  - ①推薦…個人(推薦人3人以上)か団体が推薦
  - ②応募…自分で応募する
- ▶ **申込方法**：応募用紙に記入して農業委員会に提出  
※応募用紙は農業委員会で受け取るか町ホームページからダウンロード。
- ▶ **申込期限**：4月12日(水) 17:00
- ▶ **その他**：
  - ・農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦と応募はできますが、兼務はできません
  - ・推薦、応募した内容は町ホームページなどで公表します

## 大特・けん引運転免許取りませんか 農業機械を運転する人

運転操作技術向上のための講座が県立農業大学校で開催されます。最終日の試験に合格すると大特やけん引の運転免許が取得できます。

- ▶ **対象者**：
 

次のいずれかに当てはまり、全講座に参加できる人

  - ①専業農家や第一種兼業農家の構成員で年間150日以上自営農業し、大型特殊車両の農業機械を持っているか使っている
  - ②県内の農業生産組織や農業生産法人などの構成員で大型特殊車両の農業機械を運転・操作する
- ▶ **要件**：
 

※身体障がい者手帳を持っているか免許証に身体障がいの条件がある人は事前に運転免許センターで安全運転相談を受け、県が発行する「安全運転相談通知書」と「安全運転相談修了書」が必要です。

- ①大特特殊取得希望者
  - ・普通免許を持っている
  - ・免許証の住所が県内である
  - ・視力が両眼で0.7以上、一眼で各0.3以上。  
一眼が0.3に満たないか一眼が見えない人は他眼の視野が左右150度で視力が0.7以上  
※矯正視野含む。
- ②けん引取得希望者
  - ・大型特殊免許を持っている ※農耕者限定も含む。
  - ・免許証の住所が県内である
  - ・視力が両眼で0.8以上、一眼で各0.5以上  
※矯正視野含む。
  - ・深視力が検査で3回の平均誤差が2㌔以下  
※遠近感や立体感を判断する目の能力で、人が両眼で見る物体を1つのものとして認識するときに発揮できる力。

- ▶ **日程**：
 

大 特…6月～翌年1月までの指定された4日間  
けん引…7月～翌年2月までの指定された4日間
  - ▶ **申込方法**：次のいずれか
    - ①申込書を問合先に提出 ※申込書は農林振興課にあります。
    - ②県立農業大学校のホームページから申し込む
  - ▶ **申込期間**：4月10日(月)～28日(金)
- ☎ 球磨地域振興局 農業普及・振興課 ☎0966(24)4129

## 男性料理教室に参加しませんか？ 金色の会参加者募集

旬の食材を使った料理や栄養バランスがとれる料理が学べます。楽しい雰囲気と一緒に美味しい食事を作りませんか？

- ▶ **対象者**：本町に住んでいる65歳以上の男性
- ▶ **日程**：毎月第2・4月曜日  
※日程が変更になるときがあります。
- ▶ **時間**：10:00～12:00
- ▶ **料金**：200円(1回)
- ▶ **持参物**：エプロン、三角きん
- ▶ **場所**：保健センター
- ▶ **申込方法**：保健センターに電話で申し込み

## ◆健康相談・健康教室(4/3～20) ※日程が変更となることがあります。

※健康相談・健康教室に参加する人は健康手帳を持参してください。

日	内 容	時 間	場 所	準備物
10日(月)	金色の会(男性料理教室)	10:00～	湯前町保健センター	○エプロン ○三角きん ○200円
	野中田2区健康相談	13:30～	野中田2区公民分館	
17日(月)	金色の会(男性料理教室)	10:00～	湯前町保健センター	○エプロン ○三角きん ○200円
20日(木)	離乳食教室 ※通知があった人	9:30～	//	○母子手帳 ○問診票 ○エプロン ○三角きん

## ◆健診・検診・予防接種(4/3～20) ※日程が変更となることがあります。

日	内 容	時 間	場 所	準備物
19日(水)	幼児歯科検診 ▶H29年4、5、10月生 ▶H30年10、11月生 ▶H31年4月生 ▶R元年5月生 ▶R2年2、3月生 ▶R3年2、3月生 ※幼児健診と重なるときは案内しません。	9:00～	湯前町保健センター	○母子手帳 ○歯のアンケート

## ◆休日当番医と当番薬局 (4/3~20)

※旬報配布後に医療機関が変更になることがあります。

受診時は医療機関に確認してください。(市外局番：0966)

日	場所	病院・薬局名	電話番号
9日 (日)	あさぎり	こんどう整形外科	45-6555
		きりん薬局免田店	49-9120
	錦	高田内科医院	38-3677
		高階誠心堂錦調剤薬局	38-4940
	人吉	外山胃腸病院	22-3221
		人吉皮膚科医院	22-6211
		たかはし小児科内科医院	24-2222
		高階誠心堂薬局西間店	22-7880
		たんぼぼ薬局	23-6170
	16日 (日)	湯前	そのだ医院
犬童薬局			43-3903
多良木		公立多良木病院小児科	42-2560
		ファーコス薬局多良木いちご	42-6888
		山口薬局	42-2123
錦		田中医院(錦)	38-0061
人吉		外山胃腸病院	22-3221
		人吉リハビリテーション病院	24-6111
		クスノキ薬局御薬園店	32-9183
		宝来調剤薬局	22-6884

## ◆年金相談(予約制) (4/3~20)

※八代年金事務所 お客様相談室 ☎ 0965(35)6123 ①→②

※日程が変更となることがあります。

日	場所	時間
3日 (月)	人吉市役所	9:30~ 17:00
5日 (水)	錦町社会福祉協議会(温泉センター)	9:00~ 17:00
10日 (月)	人吉市役所	9:30~ 17:00
12日 (水)	多良木町多目的研修センター	9:00~ 17:00
17日 (月)	人吉市役所	9:30~ 17:00
19日 (水)	錦町社会福祉協議会(温泉センター)	9:00~ 17:00

## ◆就労支援相談(予約制) (4/3~20)

※若者サポートステーションやつしろ ☎ 0965(37)8739

※コロナの影響で場所変更・中止となることがあります。



日	内容	場所	時間
13日 (木)	若者サポートステーション 湯前出張相談会	湯前駅 レールウイング内 ユノレール	13:30 ~ 16:30



町の情報をLINEでゲット

▶町公式LINEの登録方法：①QRコードを読み込む ②アプリ  
内のホーム画面で「湯前町」か「@yunomae」で検索

人口/3591人

男/1692人 女/1899人

世帯数/1526戸

※2/28現在